

## 2 具体的な取組の方向と施策の展開

(1) 「かけがえのない自他の命を大切にすることのできる人間」を育てるために

### < 家庭の宣言 >

あたたかい親心でわが子のしつけをします。

### < 地域の宣言 >

大人が率先して子どもたちに範を示します。

### < 学校の宣言 >

あらゆる場面で「命を大切にする教育」に取り組みます。

めざす「あいちの人間像」に迫るために、家庭・地域・学校が行う取組内容のうち、特に重点的に取り組んでいただきたいことを「宣言」として掲げました。

## 道徳性や社会性をつちかう教育

本来、人間は、人としてよりよく生きたいという願いをもっています。この願いの実現をめざして、支えとなる道徳性や社会性を多面的に育てていくことが重要です。豊かな体験活動を通して、他を思いやる心や、命を尊ぶ心、美しいものに感動する心、人間関係を築く力などを育てます。

### 現状

多くの人との関わりや自然との触れ合いなどの「直接体験」の機会が少なくなるとともに、「弟妹の誕生」「近親者の死」という現実に向かい合うことが少なくなり、生命の尊さを自分の心に受け止めることができにくくなっています。

コンピュータゲームなどによる疑似体験の中では命を軽く扱う傾向が強まっています。

友達を死に追いつめるいじめ、親が幼い子を死に至らしめる虐待、インターネットを利用し仲間と死を選ぶ集団自殺などが社会問題となっており、「心の教育」や「命を大切にする教育」の必要性が叫ばれています。

家庭の教育力が低下する中で、親が子どもに対して基本的な生活習慣や社会的なマナー、善悪の判断などの倫理観等を十分に身につけられない状況があります。

地域社会における人間関係が希薄化する中で、同年齢あるいは異年齢集団で遊んだり、地域で大人と一緒に活動する機会が少なくなり、仲間意識や年長者を敬う気持ち、相手を思いやる心、人間関係の中で生じた問題を解決する力やコミュニケーション能力、あるいは子どもたちの規範意識や社会性が育ちにくくなっています。

子どもたちの規範意識の低下の背景として、そもそも大人のモラルが低下し規範意識がルーズになっているということが指摘されています。

子どもたちの社会的マナーに反する行いに対して、大人がややもすると関わりを逃れ、注意できない状況になっています。

### 課題

すべての家庭が心の成長を促す基盤となり、一人一人の感性を豊かに育み、命の大切さや感動する心、美しさに共感する心、優しさや思いやりの心をもつ情感豊かな人を育てること。

家庭が子どもの基本的な生活習慣や社会的マナーを身に付けさせる場であることを自覚し、愛情をもってわが子のしつけをすること。

多くの人との関わりや、異年齢の子ども同士による交流・体験活動や職場体験を促進するなど、よりよい人間関係を築く力を育むこと。

正義感、他を思いやる心、命を尊ぶ心、美しいものに感動する心を幼児期から、子どもの成長段階に合わせた道徳教育を通して育成すること。

家庭・地域・学校がそれぞれの役割を担いつつ連携を強め、子どもたちの道徳性や社会性を育成していくこと。

子どもたちが自分自身の存在価値を見つけたり、他者との友情・信頼関係を構築する機会を増やしていくこと。

大人が社会的なマナーや規律を守り、子どもたちの見本となる行動に心がけること。

生徒指導の充実を図るとともに、規律正しい学校生活を送る中で、子どもたちにきまりを

守ることの大切さを教えること。

家庭での教育の重要性を再認識させるため、親に対する教育を行うこと。

## 家庭・地域・学校で取り組むこと

### <家庭で取り組むこと>

#### 【乳幼児期・児童生徒期】

##### 他者への思いやりの心を育む

他人の命を大切にすることは、自分の命を大切に思う心から生まれます。子どもが自分の存在を尊ぶことができるよう、愛情をもって育てましょう。

優しい心、生命を大切にすることを育てていこう、小動物をかわいがる、草花など自然のものを大切にする、地域の人と触れ合うなど、親子で実践しましょう。

子どもの様々な経験や自ら考え行動する自発的態度を尊重しながら、大人としての判断を伝えていきましょう。

家族以外の人と関わる機会をつくり、大人自身が周りの人を尊重する態度や思いやりの気持ちを積極的に表していきましょう。

##### あたたかい親心でわが子のしつけをする

子どもに基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自律心や自制心、社会的なマナーなどを愛情をもって身に付けさせ、人として生きるために大切なことを、強い願いと意志をもって語りかけ、伝えていきましょう。

わが子に自分の生き方を語ることができる親になりましょう。

##### 読書により豊かな感性や情操を育む

読書や読み聞かせを通して絵本や物語等の世界に浸り、感性や情操を磨くことによって人生をより深く生きる力を身に付けさせましょう。

### <地域で取り組むこと>

#### 【乳幼児期・児童生徒期】

##### 大人が率先して子どもたちに範を示す

地域の大人が率先して自らの行いを正し、子どもたちに範を示しましょう。

子どもたちに声をかけ、地域で行うスポーツやボランティア活動等に積極的に参加させ、人々との交流を通じて規範意識や対人関係能力を涵養していきましょう。

##### 人間関係を育むための居場所づくりを進める

同年齢・異年齢同士の活動や体験の場を積極的に設け、子どもにお互いの心の結び付きや信頼を感じさせながら、社会性や豊かな人間関係を育んだりしましょう。

学校等を活用して、子どもの居場所を整備し、地域の大人の教育力を結集して、子どもたちの放課後や週末におけるスポーツ・文化活動などの様々な体験活動、地域住民との交流活動などに取り組みましょう。

#### 【成年期】

## 若者の居場所づくりと規範意識向上のための地域ネットワークづくりに取り組む

あたたかで目配りの効いた地域環境の中で青少年を育むため、地域をあげて規範意識の向上に取り組むネットワークづくりに努めましょう。

### <学校で取り組むこと>

#### 【乳幼児期】

#### 具体的なねらいをもって命を大切にできる心や道徳性の芽生えをつちかう

幼稚園や保育所では、良いことや悪いことに気づき考えながら行動する、きまりの大切さに気づき、守ろうとする、友達との関わりを深め、思いやりの気持ちをもつなど、具体的なねらいをもって適切に指導し、自己発揮と自己抑制の調和の取れた自律性を育てましょう。

#### 友達との関わりを深める

子どもに友達と一緒に遊ぶことの楽しさを十分に味わわせましょう。  
子どもと一緒にいていつもあたたかいつながりのある雰囲気づくりに心がけ、子どもが自分から進んで友達と関わっていききたいという意欲をもつような活動を積極的に取り入れましょう。

#### 【児童生徒期】

#### あらゆる場面で「命を大切にできる教育」に取り組む

幼児期につちかわれた命を大切にできる心の芽生えを基盤に、命を実感し、生命を尊重しようとする子どもを育てましょう。

子どもたちの発達段階を踏まえた体験活動を年間計画に適切に位置づけ、その体験活動を通じた道徳の時間を設けるなど、教育活動全体を工夫しましょう。

生徒指導の充実を図るとともに、規律正しい学校生活を送る中で、子どもたちにきまりを守ろうとする心を育てましょう。

#### 豊かな人間関係を築く

幼稚園や保育所の協力により子どもたちに保育体験をさせるなど、家族の役割について考えさせるとともに、家庭をもち、子どもを育てる意義や喜びについて理解を深める取組を進めましょう。

学校生活における子ども同士のあたたかい心の結びつき、互いに励まし支え合う経験、協働の活動によって生まれる信頼感などを大切にして、豊かな人間関係づくりを進めましょう。

異年齢交流活動を通して、学級・学年の枠を超えた集団への所属感や連帯感を深めるとともに、集団の中で自己を正しく生かそうとする意欲や自覚を高めましょう。

#### コミュニケーション能力を高める

子どもたちの間で生じたトラブルの解決の仕方を考えさせることにより、話し合いなど言葉によって自分の気持ちや考えを適切に相手に伝えることの大切さについ

て理解させましょう。

お互いの考えや気持ちを伝え合う力を高め、言葉を通して相手を理解し、心豊かで望ましい人間関係づくりを進めましょう。

#### < 協働で取り組むこと >

##### 【乳幼児期・児童生徒期】

#### 命を大切にし、豊かな心を育む

生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、自信や夢をもって生きることの大切さなど、命を大切にし、豊かな心を育む教育を、家庭・地域・学校の連携の下に幼児期から進めましょう。

### 施策の方向

#### < 家庭への支援 >

子どもの基本的な生活習慣や社会的なマナーを身に付けさせ、命を大切にすることを育むため、「子どもに語ろう」地域推進大会の開催や情報提供、手引書配布などを行います。

#### < 地域への支援 >

県民総ぐるみによる青少年育成県民運動を展開し、地域社会の教育力の向上を図るとともに、規範意識を高める取組を推進します。

異年齢の子ども同士や異世代との交流、体験活動の機会を提供し、子どもたちに仲間意識や年長者を敬う気持ちなどの人間力を育成します。

中高生などの若者が交流できる「若者のつどい広場」をNPO等に委託して開設するとともに、若者を見守る地域の人々の規範意識の向上を図る取組を促進します。

#### < 学校への支援 >

命を大切にし、豊かな心を育む実践活動や、家庭・地域の支援・連携による命の教育の取組を支援します。

豊かな人間関係づくりを通して同学年・異学年での多彩な活動、学校の枠を超えた子ども同士の交流や地域の大人との出会いと交流など魅力的な体験活動の開発や場の提供を行います。

幼児の社会性の芽生えを身に付けるため、青少年団体やNPO等とタイアップして幼児の社会体験プログラムの開発・普及を促進します。

## 人権教育

21世紀は「人権の世紀」といわれています。すべての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。家庭・地域・学校のあらゆる場面を通じて、あるいはそれらが連携して人権に関する教育を行います。

### 現状

子どもに対する虐待をはじめ、女性・高齢者・障害者・同和地区出身者・外国人・HIV感染者等への差別など様々な人権問題が発生しています。

社会構造の複雑化、価値観の多様化の中で、様々な人権侵害が生じており、インターネット上での差別的情報の掲示、個人情報の流出、プライバシーの侵害など、新たな問題も生じてきています。

学校の成績だけで子どもの全人格を評価したり、親をはじめ大人による子どもへの暴力・虐待、いじめや暴力行為の被害など、子どもの人権が侵害される事態も深刻化しています。

学校教育全体を通じて子どもたちの人権教育が推進されてきましたが、知的理解にとどまり人権感覚が十分身に付いていないなど、教職員の指導方法の問題などが指摘されています。

### 課題

家庭・地域・学校において、新しい時代にふさわしい人権感覚を磨いていくこと。

学校教育においては、子どもたち一人一人が違いを認め、相手を尊重して、それぞれの良さや可能性を発揮して自己実現を図りながら、互いに信頼し合い、共感し合ってあたたかい人間関係をつくること。

教職員に人権尊重の理念についての十分な認識を深めること。

差別や偏見のない社会を作るために、生涯の各時期に応じて人権に関する学習ができるように、人権に関する多様な学習機会を提供すること。

## 家庭・地域・学校で取り組むこと

### <家庭で取り組むこと>

#### 【乳幼児期・児童生徒期】

#### 差別や偏見をもたない心を伝える

親は、子どもがいじめに加わったり、他人を差別し傷つけていることに気づいたときには、子どもを愛していることや弱い者をいじめたり差別したりするのを見てショックだったことなど親としての気持ちを伝えるとともに、まず親が偏見をもたず、差別をしない、許さないということを、日常生活を通じて子どもたちに示していくことに努めましょう。

### <地域で取り組むこと>

#### 【児童生徒期・成年期】

#### 差別や偏見のない社会づくりに努める

人権が尊重され、差別や偏見のない社会を作るために、様々な学習機会を通して、人権問題を正しく理解し、人権尊重の精神を日常生活に生かしていくことのできる人権感覚を身に付けましょう。

人々の生活の場である地域社会において、すべての人が互いに尊重し合い、共に生きがいをもって豊かに暮らせる環境づくりに努めましょう。

## <学校で取り組むこと>

### 【乳幼児期・児童生徒期】

#### 人権問題に対する正しい理解を育む

子どもたちの発達段階に応じて、人権の問題に対する正しい認識と理解を深め、人権尊重に関する意識を高めていきましょう。

人権に関わる概念や人権教育がめざすものを教職員が明確に理解するとともに、家庭や地域とも連携し、共通理解を図りながら子どもたちが人権感覚を身に付けられるよう努めましょう。

### 【児童生徒期】

#### 人権問題を解決する実践力を身に付けさせる

様々な教科・領域の中で、体験的・参加的な取組を入れながら、子どもの人権感覚の育成に焦点を当てた指導をしましょう。

学級をはじめ学校生活全体の中で自分及び他人の大切さが認められていることを子ども自身に感じ取らせ、他の人と共によりよく生きようとする態度や集団生活における義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、身に付けさせるようにしましょう。

「人権週間」を中心に、人権の意識を高めるための講演会や映画会の開催やポスターや作文の応募、「人権週間」に適したホームルーム活動などを学校行事の中に設定し、計画的な人権教育の推進に努めましょう。

## 施策の方向

### <家庭への支援>

家庭における人権教育が推進されるよう、家庭教育に関する情報提供を行っていくなど、家庭に対する支援策の充実を図ります。

### <地域への支援>

人権啓発行事を開催するとともに、マスメディアによる啓発を図ります。

各市町村及び地域の実情に応じた人権教育・啓発の要となる人材を育成するため、指導者の養成・研修を実施するとともに、教材の作成、学習機会の提供などを推進します。

### <学校への支援>

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」及び愛知県教育委員会「同和教育基本方針」に基づき、児童生徒の発達段階や実態に即し、各教科・領域等、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。また、教職員が人権教育に対する理解と認識を深めるために、職務や経験年数に応じて、教職員の研修を計画的かつ継続的に実施します。

「同和問題の正しい理解のために」を全教職員に配布するなど、教職員の同和問題に対する意識啓発に努めます。

児童生徒の人権教育に関する意識を高めるために有効な教材等の開発を研究していきま

す。

児童生徒の人権教育用教材として、人権啓発ビデオの収集・充実に努めます。

---

人権週間：人権尊重思想の普及高揚を図る啓発活動を全国的に展開するための、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間。

## いじめ・不登校等への対応

最近のいじめ・不登校・暴力行為等の問題の背景には、社会環境の変化や価値観の多様化、少子化、核家族化による子育て環境の変化等が考えられます。子どもの問題は、大人や社会の問題として、学校や地域社会等が一体となって子どもたちを育てます。

### 現状

人間関係の希薄化や、家庭や地域における教育力の低下、学校が子どもの多様な実態に十分に対応しきれていないという問題等が指摘されており、子どもには、他人への思いやりや生命の尊重、正義感や規範意識等の基本的な倫理観や自己抑制力等の生活態度に関わるしつけが十分に養われていないことが懸念されています。

いじめ発生件数及び不登校児童生徒数については、依然として相当数に上っており、引き続き大きな課題となっています。また、全国的にいじめによる自殺が生じていることは極めて憂慮すべき状況となっています。

暴力行為については、減少傾向にありますが、学校外での刑法犯少年の増加や小学生の暴力行為の増加が懸念されています。

長期間自宅に閉じこもって学校や職場に行かない、いわゆるひきこもりの問題が社会的な問題としてあります。

### 課題

いじめについては、「ささいなこと」と思われることも、子どもにとっては重大な意味をもつ場合があると認識し、教員は「ささいなこと」も見逃すことのないように継続的な指導を行うこと。

不登校については、「未然防止」に焦点を当てた相談活動を充実するとともに、「中1ギャップ」の解消に向けた取組をしていくこと。

暴力行為については、学校や教育委員会、家庭、警察等の関係機関が一体となり、問題行動の予兆の把握、並びに深刻化する前の段階での対応など未然防止に取り組んでいくこと。

ひきこもりについては、本人や家族の問題としてのみとらえるのではなく、社会全体の問題として予防と解消に向けた取組を行っていくこと。

## 家庭・地域・学校で取り組むこと

### <家庭で取り組むこと>

#### 【児童生徒期】

#### いじめ防止と不登校へのゆとりある対応に努める

いじめは、人間として決して許されない行為であり、いじめられる側の苦しみや痛みは深刻であることを家庭の中できちんと話し合ひましょう。

不登校の子どもは、心の成長の助走期にあり、家族をはじめ周りの人は、ゆとりをもって対応する必要があります。まずは、家庭を、子どもがくつろいで、安心できる居場所とするよう心がけましょう。

家庭だけで悩まず、学校の相談窓口や地域の相談機関を十分に活用しましょう。

## < 学校で取り組むこと >

### 【児童生徒期】

#### 未然防止に取り組む

いじめや暴力行為の予防と早期発見のために、教職員が子どもと触れ合う時間を確保し、その中で、子どもの心の動きをとらえ、小さな変化を見逃さないような体制づくりを整えましょう。

いじめが発見された場合には、いじめられた子どもの保護・支援とともに、いじめの当事者同士だけでなく、周囲の子どもへの指導体制も整えましょう。

不登校は、どの子にも起こり得るものであるという認識の下、全教職員でその前兆を見逃さないよう、子どもの様子や変化をとらえていく体制を整えていきましょう。

「中1ギャップ」による不登校をなくすため、小中学校間の綿密な情報交換を行うとともに、教員の交流を深めましょう。

暴力行為等の問題行動に対しては、子どもとの信頼関係を根底に置きつつ指導しましょう。また、犯罪を認知した場合は警察へ早期に通報するなど、毅然とした対応を行いながら子どもとの信頼関係を維持する指導方法を確立しましょう。

## < 協働で取り組むこと >

### 【児童生徒期】

#### 家庭・地域・学校の連携体制を強める

いじめ・不登校等の対応にあたっては、家庭・地域・学校が連携・協力し、児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか正しく見極め、適切な機関による支援と多様な学習の機会を児童生徒に提供することができるよう努めましょう。

子どもがいじめや虐待にあっている様子は、外から分かることもあるものです。少しでも兆候が見られたときには、子どもに声がけなどをして様子を聞くとともに、必要に応じて学校、家庭や関係機関と連絡をとりましょう。

暴力行為等の問題行動を発見したら、問題が潜在化、深刻化することもあることを認識し、警察等との連携を図りながら、継続した指導や見届けをする体制を整えましょう。

## 施策の方向

### < 家庭への支援 >

家庭教育に関する相談を充実するとともに、困難を乗り越えた親と子の事例を紹介することにより、必要な家庭に対し問題克服へのアドバイスをを行います。

不登校児童生徒やその保護者に対して、高等学校の農業科、水産科、林業科等の特色・資源を生かした豊かな自然体験を通して心のケアを図ります。

「こころの電話」をはじめとした相談窓口を充実するなど、いじめや不登校などに悩む子どもや保護者がいつでも相談できる体制を整えます。

家庭にひきこもっている児童生徒に対しては、大学生の家庭への派遣や、民間フリースクールとの連携、ITを活用した家庭での学習の支援も検討していきます。

ひきこもりの長期化を防ぎ、家族の負担を軽減するため、専門的な相談窓口の拡充を図

るとともに、不登校対策と地域精神保健福祉との連携を図るために、保健所で会議を開催します。

ひきこもりを支援している団体や関係機関とのネットワークを構築し、様々な分野を図るための連絡会を設置します。

#### < 学校への支援 >

スクールカウンセラーの小学校への拡大等、学校における相談活動の一層の充実を図ります。

不登校に対して、地域の教育力を活用できるよう、学校を核とした地域ネットワークの充実を図ります。

不登校の原因の一つといわれる「中1ギャップ」の解消に向け、小学校高学年における教科担任制を導入しその効果を検証します。

#### < 協働への支援 >

関係者による連絡会議を開催し、情報交換・意見交換等を行い、関係者の相互理解を深めるとともに、問題行動等の早期発見・早期対応の方策及び関係家庭への支援の方策について検討するなど、連携・協力の一層の強化を図ります。特に、暴力行為等の問題行動に対しては、青少年の健全育成に関わる機関や団体との連携を強化して、迅速な対応を行っていきます。

県内の8警察署にスクールサポーターを配置し、少年の非行防止及び立ち直り支援、学校等における児童及び生徒の安全確保、非行・犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報の把握及び提供を行います。

---

スクールカウンセラー：学校に派遣された臨床心理学などの知識や技術を有する心の専門家で、児童生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童生徒への指導の相談にも応じる。

フリースクール：子どもの自由や自主性、個人差などを配慮した、児童中心主義の教育を行う学校形態の総称。また、不登校児童生徒のために、その受け皿組織として作られた新しい学びの型を提供しようとする場所。

## 安全教育

交通事故や自然災害、犯罪による被害等によって尊い生命が失われることがあってはなりません。学校は、社会がどのように変化しようと常に安全な場所でなくてはなりません。「地域の子どもは地域で守る」、「地域の学校は地域で守る」といった機運の高まりの中で、地域社会全体で子どもたちの安全を守っていきます。

### 現状

近年、子どもの安全を取り巻く状況は、学校管理下での生活事故や交通事故の増加、地震等の自然災害の心配、社会的弱者である子どもたちが犯罪のターゲットとなる事件の発生など一層深刻化しています。

本県では毎年、交通事故死者が全国のワースト上位に位置しており、特に、小中学生では自転車の事故が、高校生では自転車に加えバイクの事故が後を絶たない状況です。

### 課題

家庭における安全意識の高揚、地域が主体となった「安全安心な地域づくり」、学校が主体となった「児童生徒への安全教育の推進」、そして、学校や地域が協働した「緊急災害時の連携体制の確立と情報の共有化」等を推進するなど、家庭・地域・学校・警察等が緊密な連携を図った県民総ぐるみの安全対策に取り組むこと。

日ごろから地域の人々が学校安全について意識をもち、防犯パトロールなど様々な形で学校に協力する体制を整備すること。

子どもの安全を確保するための対策として、子ども自身が危険から回避できる能力を育成するとともに、指導者としての教職員の危機管理意識の高揚を図ること。

緊急時に確実に緊急情報の共有化システムが機能するよう、不審者情報や災害情報などの情報内容の精査や伝達の迅速性の問題等の課題に対する改善・定着を図っていくこと。

東海地震等の災害時におけるコミュニティ活動など、緊急災害時の連携体制の確立を推進すること。

「交通社会」の一員として、交通マナーやモラルの高揚、また「バイク四ない運動」の推進等、交通安全教育の一層の充実を図ること。

## 家庭・地域・学校で取り組むこと

### <家庭で取り組むこと>

#### 【乳幼児期・児童生徒期】

#### 安全意識の高揚を図る

子ども自身が自ら犯罪から身を守るために、家庭では日々の生活の中で防犯に関わる約束を決め、繰り返し確認することで防犯意識の高揚を図りましょう。

災害発生時の緊急避難場所や家族間の連絡体制、非常物品の確認等、日ごろから家族間の情報交換、共有に努めましょう。

### <地域で取り組むこと>

#### 【乳幼児期・児童生徒期】

## 地域の子どもは地域で守る取組をする

幼い子どもたちを犯罪から守るため、防犯ボランティアとして、防犯パトロール等の自主防犯活動に積極的に参加しましょう。

「防犯手帳」を配布するなど、子どもの防犯意識を啓発しましょう。

### 【乳幼児期・児童生徒期・成年期】

#### 地域を災害から守る自主防災活動に参加する

大規模災害に備えて、幼い子どもたちを災害から守るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を高め、地域の自主防災活動に積極的に参加しましょう。

### <学校で取り組むこと>

#### 【児童生徒期】

##### 安全意識の育成に努める

子どもの危険回避能力の育成・向上、また教職員の危機管理意識の高揚に向け、警察と連携を図り、実践的な防犯教室や防犯訓練の実施に努めましょう。

通学路の「防犯・防災マップ」の作成を通じ子どもの安全意識を高めるとともに、子どもへの危険箇所や要注意箇所、また「こども 110 番の家」等の緊急時避難場所の周知徹底に努めましょう。

災害時に、自分や地域を守れるよう、防災意識の高揚に努めましょう。

児童生徒の交通安全意識を高めるため、自転車の乗り方指導や交通ルール of 徹底を図るための実践的な交通安全教室を実施しましょう。

高校生では、「バイク四ない運動」の推進を図り、生徒の交通事故防止に努めましょう。

特別支援学校の子どもの安全対策として、学校と警察とのホットラインを活用し、不審者の侵入等緊急時における迅速な対応を図りましょう。

##### 災害時の教育機能の確保を図る

避難所となる学校においては、避難所として利用可能な範囲を明確にした災害時の施設利用計画を作成しましょう。

### <協働で取り組むこと>

#### 【児童生徒期・成年期】

##### 緊急災害時の連携体制を整える

「地震発生は不可避でも震災は軽減できる」ように、日ごろから家庭・地域・学校が地震災害等に対する共通の理解をもって、お互いの連携を図りながらきめ細やかな体制を整えていきましょう。

##### 学校安全緊急情報を共有する

関係機関相互の情報連絡網として整備した広域ネットワークを活用するなどし

て、不審者情報や災害情報の迅速かつ広域での共有に努めましょう。

## 施策の方向

### < 地域への支援 >

県・市町村・警察が連携して、街頭犯罪防止キャンペーン、安全なまちづくり県民運動等を展開し、住民の防犯意識の高揚に努めます。また、地域で実施される自主防犯活動の活発化を目指し、防犯ボランティアの養成など自主防犯団体の設立や運営の支援を行い、犯罪を許さない安全なまちづくりを進めます。

子どもを犯罪から守るため、緊急時に駆け込める場所として一般家庭、商店街等に委嘱、依頼している「こども 110 番の家」を拡充します。

### < 学校への支援 >

特別支援学校の子どもの安全対策として、学校と警察とのホットライン整備により不審者の侵入等、緊急時における迅速な対応を図ります。

### < 地域・学校への支援 >

子どもの登下校時及び校内の安全を確保するために、県内すべての小学校で子どもの付き添いや見守り活動を行う、学校安全ボランティア(スクールガード)の充実を図ります。

地震に対する正しい知識をもち、地震発生時に適切な行動がとれるように、学校における防災教育の一層の推進を図るとともに、指導者の養成を図っていきます。また、「高校生防災セミナー」を開催するなど、災害発生時に地域住民と協力して積極的にボランティア活動に参加しようとする「共助」の心を育成していきます。

小学生向け防犯対策用ゲームソフト、幼稚園児・保育園児向けの防犯対策用紙芝居、家庭用防犯パンフレット、教師用危険回避マニュアル、子ども安全マップ作成の手引をそれぞれ県内の全幼稚園、保育所、小学校に配布して、子どもの安全対策を図ります。

第 8 次愛知県交通安全計画(平成 18~22 年度)に基づき、国、県警本部、市町村関係諸団体等と緊密な連絡調整を図りながら、交通安全県民運動の展開など交通事故防止対策を推進します。

### < 協働への支援 >

子どもや保護者から学校に通報された不審者情報を「学校安全緊急情報共有化広報ネットワーク」により、隣接する学校や防犯ボランティア等に広く提供します。また、この確実な機能をめざし、改善と定着のための研究・指導や、緊急災害時の連携体制を確立するための啓発・指導を行います。

郵便集配人や宅配業者、タクシー運転手等、日ごろ地域を巡回することの多い職種の関係業界や緊急避難場所の取り組みを行っているガソリンスタンドなどの協力を得て、より緊密な防犯体制を確立します。

県警の不審者等情報配信システム「パトネットあいち」の登録を促進して情報の共有化を図ります。

防犯少年団を設立し、安全なまちづくり対策に子どもの意見を反映させたり、活動を通じて、子ども自身や保護者・地域住民の防犯意識の向上を図ります。

子ども安全アカデミーを開催し、子どもの安全意識の醸成を図るとともに、教職員、防犯ボランティア等の関係者に対し、子どもの安全確保に関する知識の習得を図ります。

バイク四ない運動：高校生のオートバイ等の利用について、昭和48年ごろから各学校の実情にあわせた「免許はとらない、買わない、乗らない」の「三ない運動」として推進され、昭和55年に「乗せてもらわない」を加えた「四ない運動」となり、現在も各学校で展開されている。

安全マップ：大人と子どもが犯罪が起りやすい危険箇所を点検し、まとめられた地図。

学校安全ボランティア（スクールガード）：PTA等の地域の安全活動を強化するため、ボランティア組織を結成し、児童生徒の安全確保の活動をするための取組。

こども110番の家：子どもたちが困ったときに助けを求めて駆け込める建物のこと。個人住宅・商店・郵便局など、様々な場所が指定されている。

## 福祉教育

障害の有無に関わらず共に生活するというノーマライゼーションの理念の下に、保育・介護体験の実施や、高齢者や障害のある方との交流学习、ボランティア活動を積極的に進めます。

### 現状

高齢化が進む中、元気で活躍する高齢者が増えている一方、介護を要する高齢者の数も増えています。また、高齢者に対する虐待が社会問題となっています。

障害者自立支援法の下で、障害者の自立を地域全体で支えていく必要性が高まっています。

学校では、命を実感し生命の尊さを理解させるために、また、ノーマライゼーションの理念の理解を図るために、学習素材として社会福祉に関する問題を取り上げ、自分自身の日常生活と結びつける体験学習を行っています。また、一部の学校では、近隣保育所や老人福祉施設での保育や介護体験を実施しています。

### 課題

男女が協力して家庭生活を築いていく意識と責任をもたせ、育児への興味・関心を高めるとともに、高齢者を敬う気持ちを育て、また、障害者や要介護高齢者の自立を支援する知識や技術を身に付けさせること。

障害のある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進や福祉ボランティア・福祉関係団体等との連携により、ノーマライゼーションの理念の理解を図ること。

## 家庭・地域・学校で取り組むこと

### <家庭で取り組むこと>

#### 【乳幼児期・児童生徒期】

#### ノーマライゼーションの理念について理解を図る

障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念や、障害及び障害者に関する理解を図っていきましょう。

祖父母や近所の高齢者との交流を積極的に図り、子どもの年長者を敬う心といたわりの心を育てましょう。

### <学校で取り組むこと>

#### 【児童生徒期】

#### 福祉教育プログラムの開発を進める

学校での学習を中心としたものから、地域を含めた幅広いものに移行させるために、福祉実践教室の開催や福祉読本の作成など様々な福祉教育のプログラムの開発を進めましょう。

#### 保育・介護等の体験、障害者・高齢者との交流を進める

保育所や老人福祉施設等の実習を通し、保育・介護体験や障害者・高齢者との交流を取り入れることによって、子育ての意義や家庭をもつことの重要性、介護や福祉などの少子高齢社会の課題に対する認識を深めましょう。

障害の有無に関わらない共生社会を築くため、障害のある人と障害のない人との交流やボランティア活動、福祉実践教室など、子ども一人一人の感性に強く訴えることのできる体験活動を推進します。

学習素材として社会福祉問題を取り上げ、それらの現実をとらえ、自分自身の日常生活と結び付ける体験学習に取り組みましょう。

### 高校における教科「福祉」を充実する

高等学校では、平成 15 年度より新たに設けられた教科「福祉」を通して、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育成しましょう。

#### <協働で取り組むこと>

【児童生徒期・成年期】

### NPOや福祉関係団体との連携を強める

人に優しい街づくりやノーマライゼーションの理念の理解を図るため、NPOや福祉関係団体の協力により、多くの人々に高齢者や障害者との交流や擬似体験を経験させましょう。

## 施策の方向

### <学校への支援>

高等学校では、福祉についての専門的教育を行い、介護福祉士国家試験の受験資格を取得できる福祉科や訪問介護員を養成する生活福祉科を設置するとともに、普通科 4 校に福祉実践コースを導入しています。福祉関連学科への期待の高まりを踏まえ、関連学科の増設を含めた設置の在り方について検討します。

高等学校に養護学校を併設するなど、障害のある生徒とない生徒との日常的な交流を推進し、生涯にわたりノーマライゼーションの実現に向けて主体的に行動できる態度と豊かな人間性、社会性の育成を図ります。

### <地域・学校への支援>

「豊かな心をはぐくむ学校づくり推進事業」を通して、子どもが地域社会と積極的に交流を図り、様々な人々と様々な体験を共有する機会をもつことができるよう支援します。

### <協働への支援>

県社会福祉協議会の実施している福祉教育の推進を支援します。

福祉関係団体やNPOと家庭・学校とが協力して行う様々な福祉啓発のための事業を推進し、より多くの県民の参加による運動を展開します。

---

ノーマライゼーション：障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策など。

教科「福祉」：本県では、介護福祉士国家資格の受験資格を取得できる福祉科 3 校、訪問介護員を養成する生活福祉科 2 校、普通科福祉実践コース 4 校において履修している。（平成 18 年現在）

障害者自立支援法：障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

福祉実践教室：障害についての話を聞いたり、障害の疑似体験をしたりすることを通して、社会福祉に対する意識を高め、障害者への接し方を学ぶための取組。



主な施策の実施計画

取組の柱	施策名	施策の概要	平成 18 年度	平成 19 年度～
道徳性や社会性をつちかう教育	命を考える学習会開催事業	子どもをもつ親を対象に「命」をテーマにしたフォーラムを開催し、家庭や地域における「命を大切に する教育」の在り方について考える場を提供します。	準備	「命」をテーマにフォーラムを開催
	青少年育成県民運動の展開	県民総ぐるみによる青少年育成県民運動を展開し、地域社会の教育力の向上を図るとともに、規 範意識を高める取組を推進します。		県民総ぐるみによる青少年健全育成活動の展開
	青少年自立支援モデル事業	中高生などの若者が交流できる「若者のつどい広場」をNPO等に委託して開設するとともに、若者 を見守る地域の人の規範意識の向上を図る取組を促進します。	準備	「若者のつどい広場」の開設 等
	入学前園児健全育成事業	小学校入学前の幼児の社会性をつちかいます。	プログラムの開発 試行	プログラムの実施、普及
	子ども交流・体験活動推進事業	異年齢の子ども同士(小中高生)や異世代との交流・体験活動機会を提供し、子どもたちに、仲 間意識や年長者を敬う気持ちなどの人間力を育成します。		平成 18 年度:1 か所(県直接実施) 平成 19 年度:5 か所(市町村等委託)
	命を大切にすることを育む教育推進事業	幼稚園・保育所や各学校での、家庭・地域の支援・連携による、命を大切に豊かな心を育む実 践活動を支援します。		幼保、小中:全市町村 県立高校:20校、特別支援学校:3校
	豊かな心をはぐむ学校づくり推進事業			
人権教育	人権啓発の推進	人権啓発行事や指導者研修会を開催するとともに、新聞・テレビ・ラジオ等による啓発や、啓発資 料の提供を行います。	継続	
	人権教育に関する教職員の研修	人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るために、教職員の研修を計画的かつ継 続的に実施します。	継続	
いじめ・不登校等への対応	家庭教育相談員設置事業	不登校を中心とする家庭教育上の問題を抱える家庭を訪問し、保護者の相談指導を行います。	継続	
	ホームフレンド活動事業・ふれあい心の友訪問援助	家庭教育相談員や児童福祉司の助言の下、児童生徒にとってより身近な大学生を話し相手、遊 び相手として派遣することにより、児童生徒の心の安定を図ります。	継続	
	小学校における教科担任制推進事業	小学校でのわかりやすい授業展開と、不登校等の原因の一つともいわれる中1ギャップの解消に 向け、小学校高学年における教科担任制を導入しその効果を検証します。	準備	モデル校による実践(2 地域)
	スクールカウンセラー設置事業	カウンセラーを各学校に配置し、児童生徒へのカウンセリング、教員・保護者への助言等を行うこと により問題行動の解決及び未然防止を目指します。		平成 18 年度～:3 学級以上の全公立中学校に配置 平成 19 年度～:小学校に拡大
	不登校対策実践研究事業	不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退の未然防止、早期発見・早期対応など、児童 生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行う。	地域間連携の実践	問題を抱える子ども等の自立支援の調査研究
安全教育	安全なまちづくりの推進	モデル事業の委託、防犯ボランティアの養成をはじめとした各種施策を展開し、安全なまちづくりを すすめます。		街頭犯罪防止キャンペーン、安全なまちづくり県民運動の実施 等
	学校安全ボランティア(スクールガード)の配置	子どもの登下校時及び校内の安全を確保するために、学校安全ボランティア(スクールガード)の配置を 促進します。		全小学校に配置
	子どもの安全確保推進事業	防犯少年団を設立し、子どもや保護者等の防犯意識の向上を図ります。	準備	防犯少年団の設立、子ども安全アカデミーの開催
	学校安全緊急情報共有化広域ネットワークの構築	行政機関や学校、地域の団体などが参加して構築したネットワークシステムを充実し定着させま す。		伝達訓練によるネットワークの改善・定着
	「パトネットあいち」による不審者情報の提供	身近な地域で発生した事件等や不審者情報を希望する住民の携帯電話のメール等に配信しま す。	継続	
	防災教育推進事業	地震等の災害から自らの安全を確保するために、防災教育の推進を図るとともに、ボランティアリ ーダーの養成を図ります。		高校生防災セミナーの開催、防災教育用教材の作成、学校防災指導者研修 等
福祉教育	高等学校と養護学校高等部の併設	障害のある生徒とない生徒との日常的な交流を推進し、生涯にわたり「マライゼーション」の理念の実 現に向けて主体的に行動できる態度と豊かな人間性、社会性の育成を図ります。		平成 18 年度桃陵高校に併設 平成 21 年度宝陵高校に併設
	愛知県社会福祉協議会への支援	県社会福祉協議会の実施している福祉教育の推進を支援します。	継続	

政策目標

目 標	指 標	平成 18 年度 ⇨ 平成 22 年度
地域の活動に参加する児童生徒の増加をめざします。	地域等の活動へ参加した児童生徒の割合	小学校 6 年生 92.6 % 中学校 3 年生 74.0 % (平成 17 年度全国値) ⇨ 100 %
いじめのない学校をめざします。	いじめの解消率(いじめ解消数÷いじめ発生数)	88.7 % (平成 17 年度) ⇨ 100 %
不登校児童生徒の復帰率の向上をめざします。	不登校児童生徒の復帰率(不登校からの復帰児童生徒数÷不登校児童生 徒数)	24.4 % (平成 17 年度) ⇨ 50 %
子どもたちにとって安全な地域づくりをめざします。	「こども 110 番の家」の設置数	6.4 万か所 ⇨ 7 万か所



